

令和6年度困難な問題を抱える女性への支援に関する プラットフォーム構築事業に係る事業計画書等評価基準

本書は、「令和6年度困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業」の事業者の決定に関する評価手順を取りまとめた評価基準書である。

1. 採点の手続き

提出された事業計画書等について、令和6年度困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業採点票の各評価項目の要件を満たし、かつ、具体的な提案内容となっているか、特に有益と考えられる、実現が期待できる等の観点に沿って、以下の基準により採点を行う。

ただし、「ワークライフバランス等の推進に関する指標」及び「従業員への賃上げを表明した企業等に関する指標」の採点については、令和6年度困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築事業採点表に定めるところにより行う。

[基準]

- ① A：非常に有効な提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・10点
- ② B：有効な提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・7点
- ③ C：提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・5点
(標準と考えられる提案内容)
- ④ D：劣る提案がなされている・・・・・・・・・・・・・・・・・・3点
- ⑤ E：特に劣る提案がされている、提案がなされていない・・・・・・・・・・0点

2. 事業者の決定方法

複数の評価者により採点された各評価者の採点結果(点数)を合計し、最も高い得点を得た事業計画書等を提案した提案者を事業者として決定する。